

若桜町次世代育成支援行動計画

平成 18 年 3 月作成

若桜町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び目的	
2. 計画の期間	
第2章 若桜町の現状	2
1. 人口等の状況	
2. 保育所、幼稚園、小・中学校の現状	
第3章 計画の基本的な考え方	6
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 基本施策	
4. 計画の推進に向けて	
参 考 ニーズ調査の結果（概要）	13
1. 若桜町の就学前児童世帯の状況	
2. 若桜町の小学校児童世帯の状況	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び目的

近年の少子化の進行に対して、国では、少子化の流れを変えるため、平成14年に「少子化対策プラスワン」を発表し、これまでの“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

さらに平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）を制定し、地方公共団体及び企業に次世代育成支援についての行動計画策定を義務付けるとともに、「児童福祉法」の改正、「少子化社会対策基本法」の制定を行っています。

このような状況の中、本町においても、「エンゼルプラン」、「母子保健計画」を策定し、子育て支援を推進してきました。

若桜町次世代育成支援行動計画は、各種計画書等と照らし合わせながら、次世代育成に求められる新たな課題に対する取組等を体系化し、次代を担う世代を健やかに育てるための若桜町の行動指針として策定するものです。

2. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は平成17年度からの5年を前期とし、前期計画に定める必要な見直しを平成21年度に行った上で、平成22年度から5年間の後期計画を定めることとしています。

第2章 若桜町の現状

1. 人口等の状況

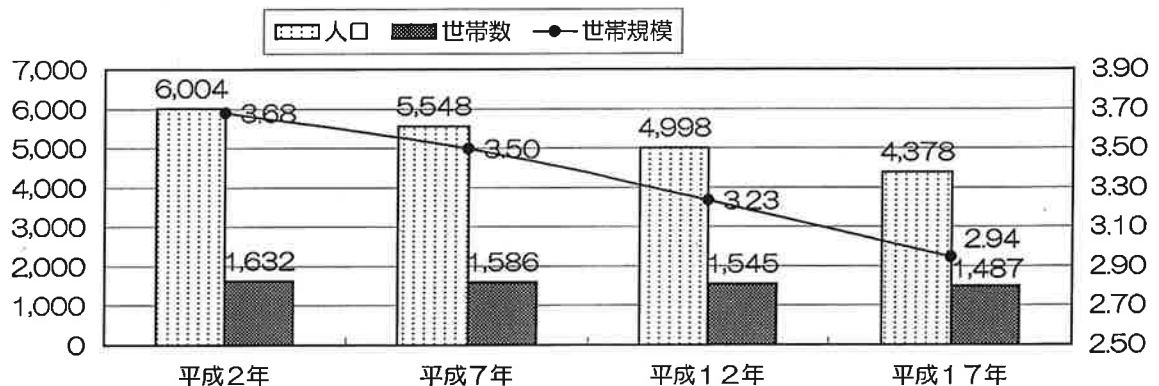
(1) 人口・世帯数、世帯規模の推移

若桜町の人口は、平成2年と平成17年を比較すると、ここ15年間で1,626人(27.1%)減少しています。

また、世帯数についても、145世帯(8.9%)減少しています。

世帯規模も、年々減少しており、この減少傾向は今後も続くものと思われます。

図一人口、世帯数等の推移(国勢調査)



(2) 年齢別人口の推移

若桜町の人口を年齢別にみると、64才以下の年齢層は減少していますが、65才以上は増加しています。

平成2年と平成17年を比較すると10才以下の児童の減少が著しく、少子化、高齢化が進んでいます。

表一年齢別人口の推移(国勢調査)

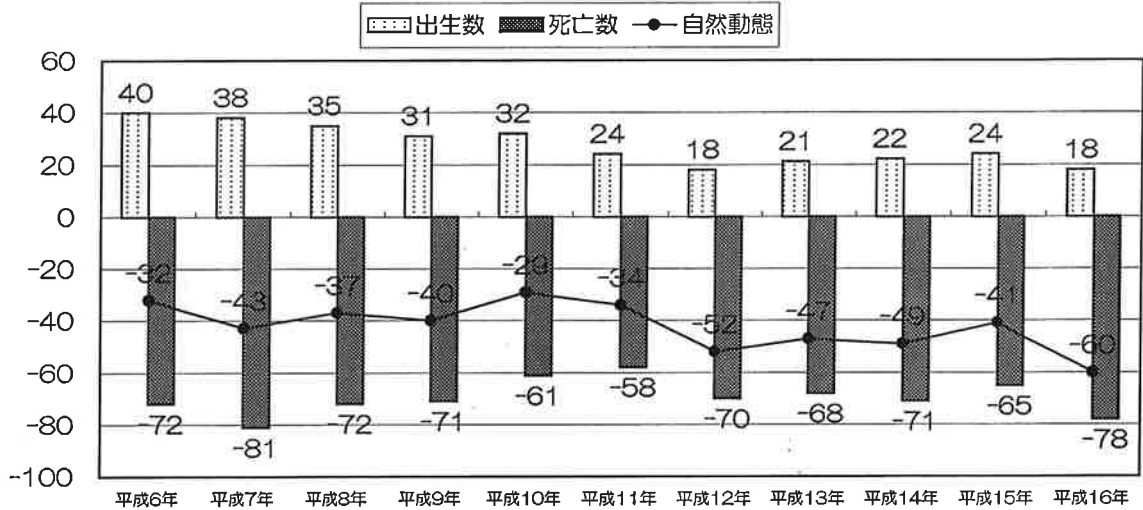
	0~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~64才	65才以上	合計
平成2年	282	362	395	349	3,333	1,283	6,004
平成7年	200	286	350	325	2,939	1,448	5,548
平成12年	145	198	276	290	2,471	1,618	4,998
平成17年	119	148	192	211	2,107	1,601	4,378
H17/H2	0.42	0.41	0.49	0.60	0.63	1.25	0.73

(3) 人口動態

1) 自然動態

若桜町の出生数、死亡数を比較すると、出生数は減少し年間20人前後で推移していますが、死亡数は横ばい状態であり自然減となっています。

図一自然動態（鳥取県人口動態統計調査）

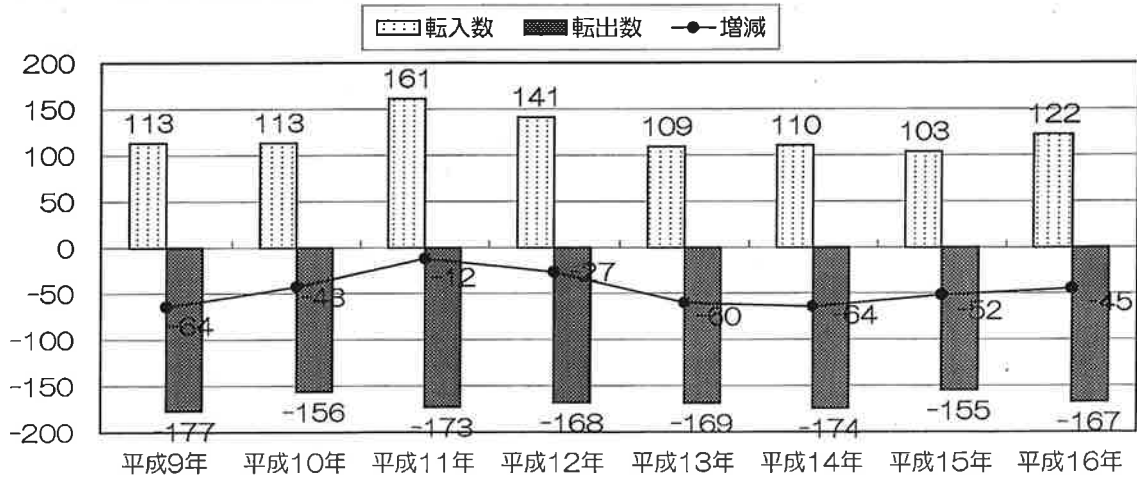


注) 各年データは1～12月計。

2) 社会動態

若桜町の転入数、転出数を比較すると、転出数が多く、社会減も続いています。

図一社会動態（鳥取県人口移動調査）



(4) 家族構成の動向

若桜町の家族構成の推移を見ると、世帯数が著しく減少し、中でも「夫婦と親と子ども」世帯の減少が顕著です。

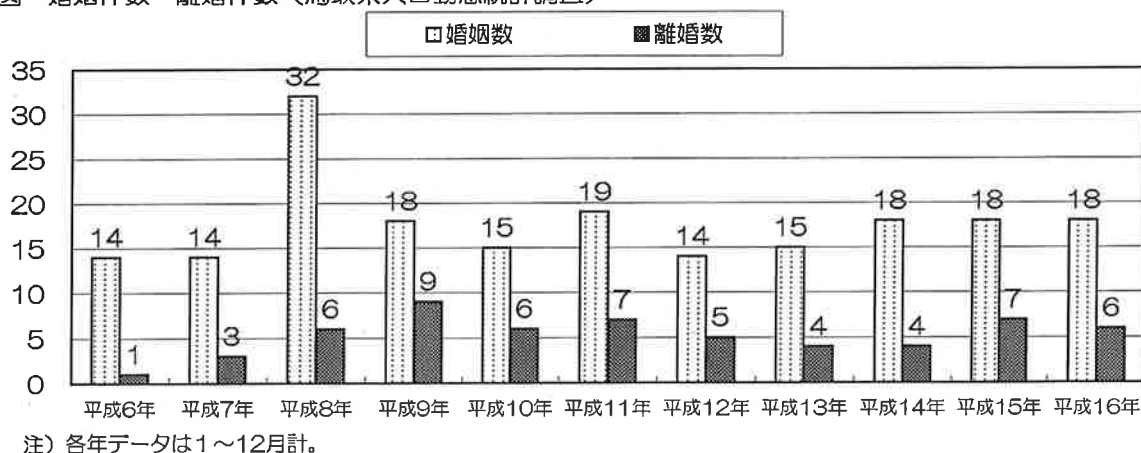
表一 家族構成別世帯数の推移（国勢調査）

	総数	親族世帯総数	核家族世帯				その他	夫婦と親と子ども			非親族	単独
			夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	夫婦と親		夫婦と親と子ども	その他			
平成2年	1,632	1,456	743	315	325	103	713	86	468	159	0	176
平成7年	1,586	1,376	731	353	272	106	645	85	413	147	1	209
平成12年	1,543	1,256	712	345	246	121	544	88	345	111	0	287
備考	減少	減少	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	減少		増加

(5) 婚姻・離婚

若桜町の婚姻数を見てみると、平成8年には32件と突出していますが、近年は20件を割っています。

図一 婚姻件数・離婚件数（鳥取県人口動態統計調査）



(6) 合計特殊出生率

若桜町の合計特殊出生率は下降しており、県全体と比較しても、本町の下降は極端となっています。

表一 合計特殊出生率（鳥取県人口動態統計調査）

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
県	1.62	1.62	1.62	1.54	1.59	1.58	1.51	1.53	1.50
若桜町	1.61	1.58	1.49	1.21	0.93	1.24	1.34	1.38	0.98

2. 保育所、幼稚園、小・中学校の現状

(1) 保育所

若桜町の保育施設の現状は、公立の保育所が1か所と分所が1か所あります。その内若桜保育所では、延長保育、一時保育を行い子育ての支援をおこなっています。

表一 保育所の状況（各年共12月31日現在）

保育所名	平成6年			平成11年			平成16年		
	定員	入所者		定員	入所者		定員	入所者	
		うち未満児	うち未満児		うち未満児	うち未満児			
若桜保育所	60	46	12	50	54	14	60	43	17
中原保育所（分所）	30	25		30	16		20	7	2
眷米保育所（分所）	30	7		5	3	1			
吉川保育所（分所）	30	8		5	3				
広域								1	1
合計	150	86	12	90	76	15	80	51	20

注）眷米分所：平成15年度末閉所。吉川分所：平成12年度末閉所。

(2) 幼稚園

若桜町では私立の幼稚園が1園あります。平成6年は80人あった児童数も年々減少しており、平成16年には45人（44%減）となっています。

表一 幼稚園の状況（各年共5月1日現在）

幼稚園名	平成6年		平成11年		平成16年	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
若桜幼稚園	3	80	3	55	3	45

(3) 小・中学校

若桜町では公立小学校が2校と分校が2校あります。また、公立中学校が1校ありますが、小中学校とも学級数、児童・生徒数共に大きく減少しています。

表一 小・中学校の状況（各年共5月1日現在）

学校名	平成6年		平成11年		平成16年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
若桜小学校	13	316	10	225	8	186
若桜小学校眷米分校	2	11	1	4	2	2
若桜小学校吉川分校	2	13	2	8	2	3
池田小学校	7	69	5	45	4	27
小計	24	409	18	282	16	218
若桜中学校	7	214	8	211	5	133
合計	31	623	26	493	21	351

(4) 学童保育

若桜町では、放課後児童クラブを若桜保育所で開設し、長期休暇中（夏・冬・春休み）は若桜町公民館を会場に開設しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

若桜町では、過疎化、少子高齢化が進む中で、子どもたちが安全で健やかに育ち、将来へはばたいてくれることを願い、子育て家庭を「子ども、親、地域がはぐくむ子育ての実現」をテーマに地域や事業所をはじめ、まち全体で応援していきます。

2. 基本目標

若桜町では、基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、総合的な施策を推進していきます。

(1) 子育てをしているすべての家庭を応援していきます

両親家庭やひとり親家庭、虐待に遭った児童や障害のある児童を養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人やされる人に対して、必要な物的・人的資源を確保しながら、母子保健事業や小児保健に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

(2) 働きながら子どもを育てている人を応援していきます

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいきます。

(3) 子どもが安全に育つ安心なまちづくりを推進します

地域で子どもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育所、学校等の連帯強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

(4) 親と子の学びと育ちを応援します

次代の担い手である地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育んでいくために、また同時に、家庭を築き子どもを生み育てる意義を理解する次代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。

3. 基本施策

(1) 子育てをしているすべての家庭を応援していきます

◎ 子育てを地域で支えるシステムづくり

◇ 地域における子育て支援策の充実

育児サークルは自主サークルとして定着しています。今後も自主的な活動が継続できるよう支援していきます。また、孤立した母子がでないよう状況把握に努めます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
地域子育て支援センター事業の推進	○		
育児サークル活動への支援	○		
育児支援家庭訪問事業	○		
ファミリー・サポート・センター事業の推進			○
乳幼児健康支援一時預かり事業の推進			○

◇ 人材の育成・確保

地域の人々との関わりの中で、将来を担う若い力を育てていくことが大切です。地域行事等、中学生・高校生ボランティアが活動できる環境づくりを行うとともに、ジュニアリーダーを育成していきます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
青少年育成アドバイザーの養成	○		
中高生ボランティアの育成	○		
ボランティア指導員の配置	○		
子育て支援リーダーの育成と配置			○
スポーツ指導員の配置	○		
子どもといっしょに楽しむ協力者	○		

◎ 要保護家庭（児童・親）への対応などきめ細やかな取組

今後もきめ細かく、個々に対応していくよう努めます。困ったときに相談できる体制をつくっていきます。また、地域から孤立した家族はないか、学校や保育所、幼稚園、民生委員など地域と連絡をとりながら情報収集に努めます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
特別な配慮を必要とする親への施策の充実			
・精神障害のある親の療育支援 家庭訪問	○		
・知的障害のある親の療育支援 家庭訪問	○		
・障害者住宅、設備支援	○		
・身体障害のある親の療育支援 家庭訪問	○		
・障害者住宅、設備支援	○		
・慢性疾患のある親の療育支援 家庭訪問	○		
ひとり親家庭への支援			
・託児による就労支援	○		
・家庭訪問	○		
・ひとり親家庭小中入学支度金	○		

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
特別な配慮を必要とする児童への施策の充実			
・情緒障害のあるこどもへの療育支援	○		
・知的障害のあるこどもへの療育支援	○		
・身体障害のあるこどもへの療育支援			
家庭訪問	○		
障害児住宅、設備支援	○		
・慢性疾患のあるこどもへの療育支援			
家庭訪問	○		
地域要保護児童連絡協議会（児童虐待防止ネットワーク）	○		
母親の育児不安相談体制整備	○		
児童生活相談員の配置			○

◎ 子どもの健康を確保

◇ 親子の健康づくり支援

これから親になる思春期の子どもたちに、生命の尊さ、子育ての大切さについて理解させることはとても重要なことです。思春期からのかかわりをおして、子育てに前向きになれるよう啓発していく必要があります。そのために、一人ひとりを大切にしたかかわりを持ち、親子がいつでも相談でき、安心して子育てできるよう支援します。

小中学校での性教育を充実させ、また、子どもたちが直接乳幼児と接することのできる機会を設けます。

妊娠期からの仲間づくりに力を入れ、子育て中の親同士のつながりを深めていけるよう支援していきます。

ポイント集団健診を実施することで、保健師と栄養士による個々の生活に合わせた細かな保健指導をしていきます。また、就学が円滑にいくよう、保護者への支援と学校や療育機関との連携を密にしていきます。

妊婦乳児期から歯を大切にする習慣が身につくよう、個別指導集団指導の充実を図ります。感染症を予防するために、予防接種勧奨を徹底します。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
母性並びに乳幼児等健康の確保及び増進			
・健診の場を活用した保健相談等の実施	○		
・妊産婦に対する相談支援の充実	○		
・子どもや母親の健康の確保	○		
・子どもを生み育てることの意識に関する教育・啓発活動	○		
・産褥期ヘルパー事業	○		
思春期保健対策の充実			
・性に対する健全な意識の普及	○		
・中高生が子育ての大切さ等を理解できるよう、乳幼児とふれあう機会の拡充	○		
食育の推進			
・発達段階に応じた食に関する学習の機会			
朝食をとる家族環境整備	○		
スローフード運動	○		
・妊産婦を対象とした食に関する学習の機会	○		
小児医療の充実			
・就学前特別医療制度（入院）	○		
・就学前特別医療制度（通院）		制度改正に準じて早急に対応	
妊娠期における保健サービスの充実			
・妊婦健診の充実	○		
子どもの健やかな発達の推進			
・家庭教育に関する学習機会、情報の提供	○		
・健診の充実	○		
・予防対策の積極的な助成	○		
・5歳児健診	○		
・歯科保健の充実	○		

◎ 子どもの発達の権利保障と人権保障

◇ 一人ひとりを大切にする保育・子育て

発達支援機関との連携を密にし、親が発達段階を理解していけるよう支援します。
学校では、人権教育を一層充実させ、お互いを思いやる心を育てるよう取り組みます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
発達に応じた支援の確立 ・一人ひとりの発達保障	○		
人権を大切にする心を育てる保育・子育ての確立	○		

◎ 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担は、子育て支援策の中でも特に重要です。
保育料等の保護者の負担を軽減し、子育てのしやすい環境を支援します。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
第3子保育料軽減	○		
第2子保育料軽減（現行：同時入所のみ）			○
児童手当	○		

(2) 働きながら子どもを育てている人を応援していきます

◎ 子育てと仕事が両立できるまち

◇ 保育サービス等の充実

就労形態の変化などにより、保育ニーズがますます多様化しています。
保育サービスの充実をはかり、保護者の就労しやすい環境づくりを支援します。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
低年齢児保育	○		
延長保育	○		
一時保育	○		
休日保育			○
障害児保育 ・情緒障害児への配慮	○		
夜間保育			○
病後児保育			○
幼稚園保育園一体事業			○
乳幼児などの保育に関する相談・助言	○		
放課後児童クラブ（長期休暇も含む）	○		
休日児童クラブ			○

◇ 子育てしやすい就労環境の整備

男性の積極的な育児参加を奨励し、女性の負担を軽減しながら、仕事と子育ての両立が可能な体制づくりができるよう、企業へ啓発・支援を行います。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
男性の働き方の見直し啓発・広報	○		
女性の就労環境改善に向けた啓発	○		

(3) 子どもが安全に育つ安心なまちづくりを推進します

◎ 子どもが安全で暮らしやすい生活環境づくり

◇ 安心して外出ができる環境の整備

子どもの数が年々減少し、近所の保護者同士のつきあいもなかなかもてないような状況の中、地域で子どもを育て支える環境をととのえたと共に、子育てしやすい環境を整備していくことが大切です。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
公共施設の建築物、公共交通機関等のバリアフリー推進			○
ベビーカーが押せる道路面の整備			○
子ども、子連れの子のための歩道幅の拡幅			○
子育て支援設備の整備設置			○
通学路や公園等の防犯灯、防犯設備の設置			○
通学、通所道路の雪かき	○		

◇ 暮らしやすい住環境の整備

若者の定住促進対策として、現在、4棟の町営住宅を建設し全戸入居済みです。また、赤松団地の分譲を推進しています。
 今後は、既存町営住宅の取り扱いを検討していきます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
ファミリー向け、子育てしやすい住宅、公営住宅の整備	○		

◇ 子ども等の安全の確保

子どもや親が事故や犯罪などの心配をしないで、安心して生活できる環境をつくるのが大切です。

家庭・学校・地域・行政が協力して、地域住民と子どもたちとのコミュニケーションが深まるよう取り組むとともに、子どもを犯罪から守るための活動を推進します。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
子どもを犯罪等から守るための活動の推進			
・子ども110番の設置	○		
・防犯ブザー・笛の配布	○		
犯罪、虐待にあった子どもを保護するための環境整備	○		
こえかけ（あいさつ）運動の推進	○		
交通安全教育の徹底	○		

(4) 親と子の学びと育ちを応援します

◎ 心身ともに健やかな子どもの育成

◇ 家庭や地域の教育力の充実

社会体験及び自然体験等を通じて、心豊かでたくましい子どもを育てることが大切です。
 子どもが参加できる体験事業を充実させるとともに、地域行事への積極的な参加を促進します。

親同士が結びつきを深め、互いに子育てについて語り合えるような環境づくりを推進します。
 また、子育てについて専門家のアドバイスを聞き、考える機会をつくります。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
子育てサロン	○		
子育てサポーターの養成・配置 ・近所同士でのサポート体制整備	○		
子ども会リーダーの養成研修	○		
世代間交流の推進 ・小・中・高校生の保育経験	○		
青少年健全育成活動 ・地域の事業への参加促進	○		
国際交流事業 ・異文化交流	○		
家庭教育相談員	○		
父親の子育て参加支援（パパの子育て懇話会）	○		

◇ 子どもの遊び・体験の拠点施設の整備・充実

関係機関が連携し、利用者のニーズの把握に努めるとともに、子どもに健全な遊びの場をあたえ、健康な体と心を養い、健やかな育成をはかることのできる環境をととのえます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
地区公民館機能の強化	○		
わかさ生涯学習情報館機能の充実	○		
放課後児童クラブ拠点施設の整備	○		
公園の整備	○		

◇ 幼児教育の推進

地域の教育関係機関が連携し、綿密に連絡をとりながら個に応じた支援を行います。また、6ヶ月児健診で絵本に親しむきっかけづくりをしていきます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
保育所・小学校・中学校連絡会議の開催	○		
ブックスタート読み聞かせ	○		
絵本の読み聞かせ	○		

◇ 小・中学校教育の充実

子どもたちが地域学習に積極的に取り組み、地域の特色を理解することが大切です。校外学習を充実させ、特色ある学校づくりを推進します。地域の声を学校教育に反映させ、開かれた学校づくりを進めます。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
体験学習の推進（地域・職場）	○		
心の教育相談員（対象 生徒）	○		
学校カウンセラー（対象 先生）	○		
次代の親の育成（子どもを生み育てる意義）			○
指導主事の配置	○		
学校評議員制度	○		
人権学習（豊かな人間性を持った子ども育成）	○		

◇ 学校外活動の充実

学齢期にさまざまな自然体験や社会体験をし、心と体を育てることはとても大切です。子どもたちの体験事業を充実させ、生きる力の育成に向け支援します。

区分	実施中	実施予定	
		21年度まで	22年度以降
子どもの健全育成の推進	○		
ふれあい機会の提供	○		
ナティキッズ	○		
ジュニアリーダーの育成	○		

4. 計画の推進に向けて

(1) 継続的な計画の実施状況の把握に向けて

- ◇ 本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組みが必要であり、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。
 - ・ 計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な体制を構築すると同時に、町民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。
 - ・ 住民代表や学識者、関係機関からなる「若桜町次世代育成支援対策協議会」を設置し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。

(2) 関係機関との連携強化

- ◇ すべての家庭を対象とした子育て支援を総合的に行っていくためには、町の福祉施策の推進だけでなく、町内外の関連機関、町内の住民組織等との協働が不可欠です。
 - ・ 町内の子育て支援に関わる住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、庁内の各課との連絡・調整をこれまで以上に行っていきます。